

ID: 619

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	闘争・泥酔等の場合の給付制限		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第61条		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【根拠条文】 第61条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日